



長野県報

7月31日(木)
平成15年
(2003年)
第1478号

目次

規 則

長野県組織規則の一部を改正する規則（行政システム改革チーム）1
 長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則（教育振興課）2
 給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）2

告 示

農業委員会補助金等交付要綱の一部改正（農政課）2
 公共測量を実施する旨の通知（監理課）2
 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）3
 昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部改正（選挙管理委員会）3

公 告

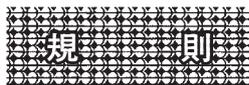
平成16年度長野県看護大学大学院博士後期課程の学生の募集（医務課）3
 一般競争入札（医務課）4
 表彰（生活文化課）5
 一般競争入札（生活文化課）5
 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請（2件）（生活文化課NPO活動推進室）6
 土地改良事業の施行についての同意（3件）（土地改良課）6
 土地改良事業の工事の完了の届出（土地改良課）6
 都市計画法に基づく都市計画の図書の写しの縦覧（3件）（都市計画課）7
 建築基準法第86条第1項の規定による認定（建築管理課）7
 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（2件）（生活保安課）7

訓 令

長野県文書規程の一部改正（文書学事課）8
 兼務に関する規程の一部改正（教育振興課）8
 長野県立特殊学校校務処理規程の一部改正（自律教育課）9

正 誤

正誤（総務課）9



長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年7月31日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第45号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号）の一部を次のよう

に改正する。

第47条第1項第9号中「水防協議会」の次に「及び治水・利水ダム等検討委員会」を加え、同条第2項を削る。

別表第1の河川課の項中「第47条第1項の」を「第47条の」に、「第4号及び第9号」を「及び第4号」に、「及び第7号（計画調査係に属する事項を除く。）の事項」を「第7号及び第9号の事項（計画調査係に属する事項を除く。）」に、「第47条第1項第1号」を「第47条第1号」に、「並びに第7号」を「第7号」に改め、「管理に関する事項」の次に「並びに第9号のうち治水・利水ダム等検討委員会の庶務に関する事項」を加える。

別表第32の2の長野県治水・利水ダム等検討委員会の項中

「治水・利水検討室」を「河川課」に改める。

別表第33の技術管理室の項の次に次のように加える。

河川課	河川整備推進幹	河川整備に関する専門的事務の総括掌理
-----	---------	--------------------

附 則

この規則は、平成15年8月1日から施行する。

行政システム改革チーム

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年7月31日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第9号

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則（昭和53年長野県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第8号中「考査及び」を削る。

第33条の3中「更埴市」を「千曲市」に改める。

別表第2の長野教育事務所の項中「更埴市」を「千曲市」に改める。

別表第7の教育振興課の項中「考査相談員 職員の考査相談」

を「職員相談員 職員の相談」に改める。

附 則

この規則は、平成15年9月1日から施行する。ただし、第4条第8号及び別表第7の教育振興課の項の改正規定は、公布の日から施行する。

教育振興課

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年7月31日

長野県人事委員会委員長 矢ヶ崎 啓一郎

長野県人事委員会規則第10号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表のアの知事の事務局の項中「| 建築指導幹 |」を

「河川整備推進幹 建築指導幹」に改める。

附 則

この規則は、平成15年8月1日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第381号

農業委員会補助金等交付要綱（昭和42年長野県告示第362号）の一部を次のように改正します。

平成15年7月31日

長野県知事 田中 康夫

第2の表の2 農業委員会費補助金の項中「農業経営管理能力向上支援事業」を「農業委員会活動強化対策事業」に改め、同表の3 農業会議費補助金の項中「農林年金掛金及び労働保険料（労災保険）」を「厚生年金保険料（特例業務負担金を含む。）及び労災保険料」に、

4	農業経営管理能力向上支援事業に要する経費	10分の10以内
5	調査事業に要する経費	2分の1以内

を

4	農業構造基本調査事業に要する経費	2分の1以内
---	------------------	--------

に、「6」を「5」に、「7 農業委員会活動強化構造政策推進対策事業」を「6 農業委員会活動強化対策事業」に、「8」を「7」に、「9」を「8」に改める。

第9中「更埴市」を「千曲市」に改める。

附 則

（施行期日等）

- この告示は、公布の日から施行する。ただし、第9の改正規定は、平成15年9月1日から施行する。
- この告示による改正後の農業委員会補助金等交付要綱第2の規定は、平成15年度の補助金から適用する。

農政課

長野県告示第382号

長野市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成15年7月31日

長野県知事 田中 康夫

- 作業種類 公共測量（都市計画基本図作成）
- 作業期間 平成15年6月13日から平成16年3月31日まで
- 作業地域 長野市 市内一円

監理課